

[6] 傾斜路 (特定施設整備基準第 1 3、11)

基本的な考え方

通路や廊下には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じた場合の解消手段として傾斜路の設置が考えられます。しかし、こう配や床の仕上げなどによっては、利用が困難であったり、危険だったりするため、安全を確保しながら高齢者や障害がある人などの負担を軽減することが大切です。また、十分なスペースがとれない場合や高低差が大きい場合などは、段差解消用昇降機を設置するなどの配慮が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	手すり	●こう配が 1/12 を超え、または高さが 16cm を超える傾斜のある部分 (踊場を含む) には、手すりを設ける。〈建 3 の (1)〉➔ 手すりについては、(表 I.1.2) (P.I-39) 参照。
	床仕上げ	●表面は粗面とし、または滑りにくい仕上げとする。 〈建 3 の (2)〉 ●前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、傾斜路を容易に識別できるようにする。〈建 3 の (3)〉	
	誘導表示 (点状ブロック等)	●傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。ただし、傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 〈建 3 の (4)〉 ①こう配が 1/20 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの ②高さが 16 cm を超えず、かつ、こう配が 1/12 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの ③自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの➔ (図 I.1.33) 傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合、規定は適用されない。 I・4・[1] (P.I-143) 参照
利用円滑化経路	有効幅	●幅は、階段または段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段または段に併設するものにあつては 90cm 以上とする。 〈建 11 の (1)〉	
	こう配	●こう配は、1/12 以下とする。ただし、高低差が 16cm 以下の場合は、1/8 以下にする。〈建 11 の (2)〉	
	踊場	●傾斜路の高さが 75cm 以内ごとに、長さ 150cm 以上の踊場を設ける。〈建 11 の (3)〉	

望ましい整備		解説
傾斜路の配置	○できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保する。	
有効幅	○車いすと人がすれ違える幅として 150cm 以上、階段に併設するものは 120cm 以上とする。➔ 電動車いすやスポーツ用車いすなど、車いすによって必要な寸法は異なるので注意が必要。
手すり	○両側に設ける。 ○出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。	

望ましい整備		解説
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。 ○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。 ○子どもの利用が想定される施設については、通常の高さの手すりとは別に子供が利用しやすい高さ等のものを設ける。 	<p>.....></p> <p>手すりについては、P.I-15参照。</p>
踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜路の曲り部分、折り返し部分、他の通路との交差部分には、長さ150cm以上の水平な踊場を設ける。 ○傾斜路の上端および下端には、150cm以上の水平な部分を設ける。 ○高低差が75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに、長さ150cm以上の踊場を設ける。 	
段差解消用昇降機の設置	○傾斜路のこう配が急になったり、高低差が大きいため傾斜路の長さが長くなる場合は、車いす使用者等の負担を考慮して、段差解消用昇降機等を設置する。	(図 I.1.34)

解説図一覧		
表 I.1.2	建築物内に設ける傾斜路のこう配・高さ、手すり・点状ブロック等の関係	P.I-39
図 I.1.33	廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例	P.I-39
図 I.1.34	段差解消用昇降機の例	P.I-39

チェック項目 (条例の基準)				
3 傾斜路	多数の者の利用する傾斜路の設置 (無の場合は、以下は記入不要)		有	無
	傾斜路の構造	(1) こう配が1/12を超え、または高さが16cmを超える傾斜のある部分の有無	有	無
		(1)の部分がある傾斜路の部分には、手すりの設置	有	無
		(2) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無
		(3) 前後の廊下等との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有	無
	(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設	有	無	
11 利用円滑化経路の傾斜路	利用円滑化経路における傾斜路の設置 (無の場合は、以下は記入不要)		有	無
	傾斜路の構造	(1) 幅は、120cm以上 (段に併設する場合は、90cm以上)	cm	
		(2) こう配は、1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	1/	
		(3) 高さが75cmを超える傾斜路の有無 (無の場合は、以下は記入不要)	有	無
	傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

表 I.1.2 ●建築物内に設ける傾斜路のこう配・高さ、手すり・点状ブロック等の関係

高さ \ こう配	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい
16cm以下	手すり：任意 点状ブロック等：任意	手すり：任意 点状ブロック等：任意	手すり：必要 点状ブロック等：必要
16cmより大きい	手すり：必要 点状ブロック等：任意	手すり：必要 点状ブロック等：必要	手すり：必要 点状ブロック等：必要

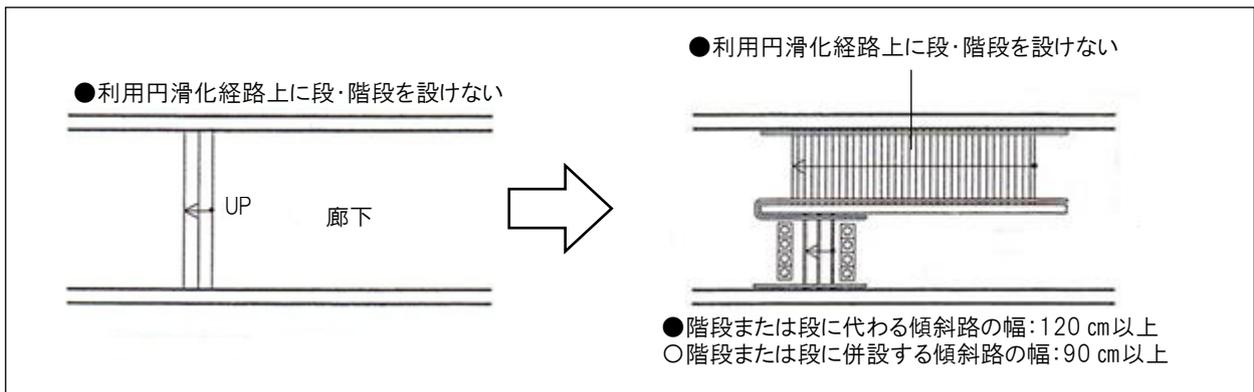


図 I.1.33 廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例

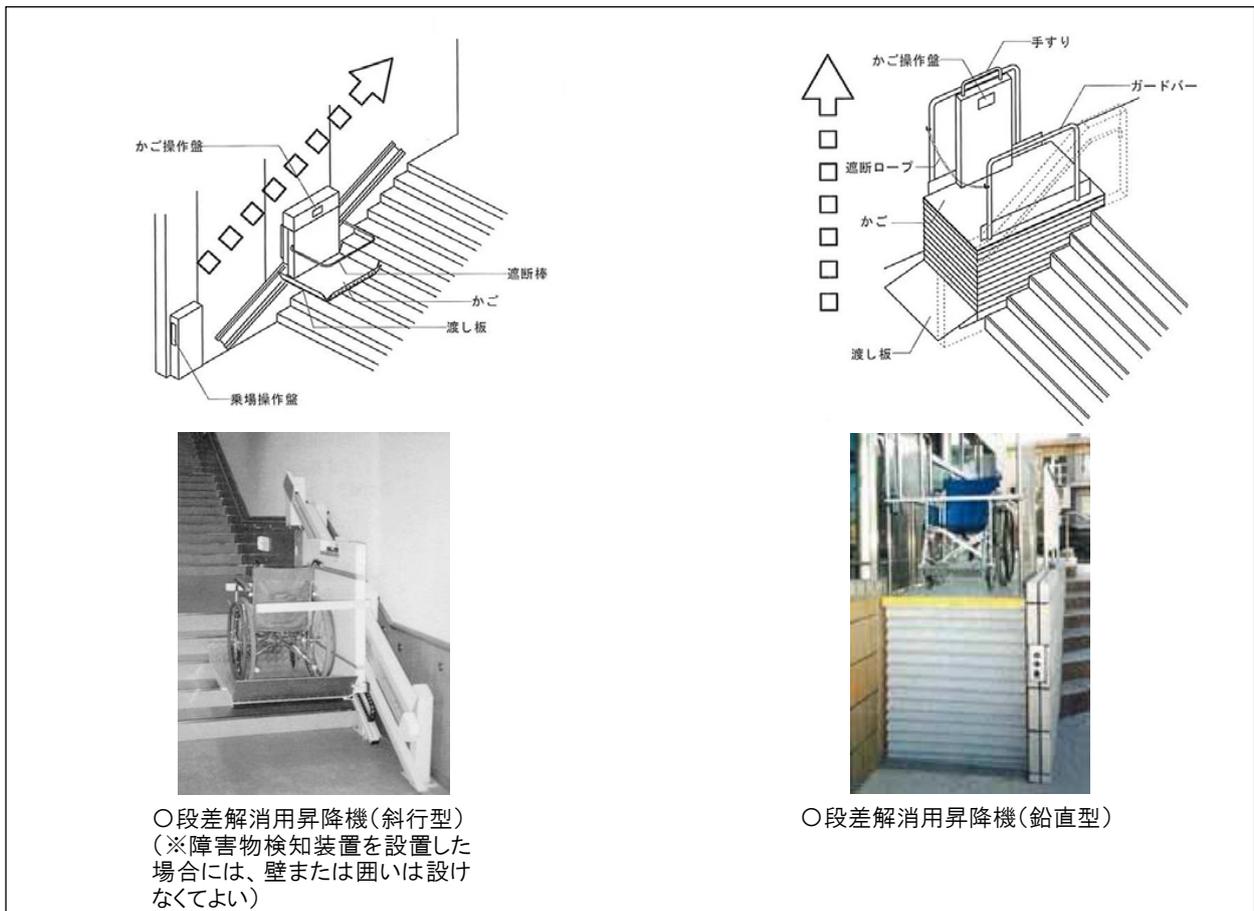


図 I.1.34 段差解消用昇降機の例

[7] 階段（特定施設整備基準第1 2）

基本的な考え方

階段は、高齢者や障害がある人などの昇降にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高いところであり、また、避難にも利用する経路となるため、安全に対する十分な配慮が必要です。したがって、利用の状況や設置場所などを考慮して、昇降しやすい形状、こう配や有効幅の確保、手すりや滑り止めの設置などの適切な安全対策をとらなければなりません。階段の整備は、エレベーターなどの設置の有無にかかわらず必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	階段の形状	<p>●主要な階段には、回り段を設けない。 〈建2の(2)〉</p>	<p>→ 回り階段は、視覚障害者が方向を失ったり、踏面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすい。</p>
	階段の構造	<p>●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。〈建2の(4)〉</p> <p>●段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。〈建2の(5)〉</p>	<p>→ 利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認するため、配慮が必要。</p> <p>→ つまずきやスリップによる転落を防止するため、下記のは避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段鼻が突き出す形状 ・け込み板のない階段
	手すり	<p>●階段（踊場を含む）には、手すりを設ける。〈建2の(1)〉 (I・3・[1] 手すりの項 (P.I-125) 参照)</p>	<p>→ 歩行困難者、高齢者、視覚障害者等の昇降時利用に配慮し手すりを設置する。(踊場にも連続して手すりを設ける。) また障害が身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設ける。だれもが利用できる形状のものを使用すること。</p>
	仕上げ	<p>●踏面・踊場の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。〈建2の(3)〉</p>	<p>→ 階段の踏面の仕上げ材料についての規定であり、歩行者が昇降中に足を滑らせないように材料で仕上げることを求めている。 (P.VI-19、P.VI-20)参照</p>

必ず整備すべき基準			解説
整備基準	点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●段のある部分の端に近接する踊場の部分には、視覚障害者が段の存在を認知できるように、点状ブロック等を敷設する。ただし、踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。〈建2の(6)〉 (I・4・[1] (P.I-145) 参照) 	<p>点状ブロックは、階段幅の全幅、かつ段差のある部分(上下端とも)の手前30cm程度に敷設する。</p>

望ましい整備			解説
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターホールの近くは、車いす使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。 		
けあげ・踏面・蹴込み	<ul style="list-style-type: none"> ○連続する階段の中では、できる限り同一寸法とする。 ○けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、蹴込み2cm以下とする。 ○けあげ、踏面の寸法は、次の計算式を満たすものとする。なお、踏面は極端に広げすぎないようにする。 $55\text{ cm} \leq T + 2R \leq 65\text{ cm}$ (T:踏面寸法 R:けあげ寸法) ○杖使用者の利用に配慮し、階段の幅は140cm以上とする。 ○段鼻には、すべり止めを設ける。この場合、すべり止めは踏面からできる限り突き出さないよう配慮する。 		
階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ○折り返し階段とする等、転倒時の危険防止を考慮し、踊場をもう置ける。 ○階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設ける。 ○階段の踊場に、避難時に車いす使用者等自力で階段を下りることができない人のために、救助を待つための一時待避スペースを確保する。 ○階段下側の天井が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があるため、安全対策をする。 ○引っかけ等を防止するため、蹴込み板のない形式や段鼻の突出は避ける。 	<p>直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性がある。</p> <p>階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が頭をぶつける可能性があるため、柵やベンチ等を適切に配置し、注意喚起を行う。</p>	
立上り	<ul style="list-style-type: none"> ○側壁がない場合は、杖先が落ちないように階段の側桁に5cm以上の立上りを設ける等有効な措置を講じる。 		
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○両側に手すりを設ける。 ○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。 ○手すり子形式の場合は、子供の落下防止等を考慮し、手すり子の内法を11cm以内とする。 ○手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示する。また、点字を読めない視覚障害者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用する。 ○子どもの利用が想定される施設については、通常の高さの手すりとは別に子どもが利用しやすい高さ等のものを設ける。 ○階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。 ○折り返し階段の中央側の手すりは、各階を通して連続させる。 	<p>水平スペースが狭いと、転落の可能性が高まる。手すりについてはI・3・[1] (P.I-125) 参照。</p>	

望ましい整備			解説
床仕上げ	○杖使用者は、杖が斜めに傾くため横にも滑らないよう配慮する。		
照明等	○照明などにより、むらなく明るくする。特に足元は、影が生じやすいため、段を識別することができるような明るさの確保に配慮する。 ○階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮する。	→	適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。
危険防止	○折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。 ○階段の下側で、利用者が階段に衝突する恐れがある場合は、視覚障害者等が危険を回避できるよう柵や点状ブロック等の安全対策を講じる。		

解説図一覧	
図 I .1.35 階段の構造	P. I -43
図 I .1.36 階段の形状	P. I -44
図 I .1.37 けあげ・踏面・蹴込み	P. I -44
図 I .1.38 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例	P. I -44
図 I .1.39 識別しやすい段鼻（上） 識別しにくい段鼻（下）	P. I -45

チェック項目（条例の基準）				
2 階段	多数の者の利用する階段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無
	階段の構造	(1) 手すりの設置	有	無
		(2) 主たる階段に回り段の有無	有	無
		(3) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無
		(4) 段は、容易に識別できるもの	有	無
		(5) つまづきにくいもの	有	無
		(6) 段のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設	有	無

関連する章
I・3・[1] 手すり P. I -125

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

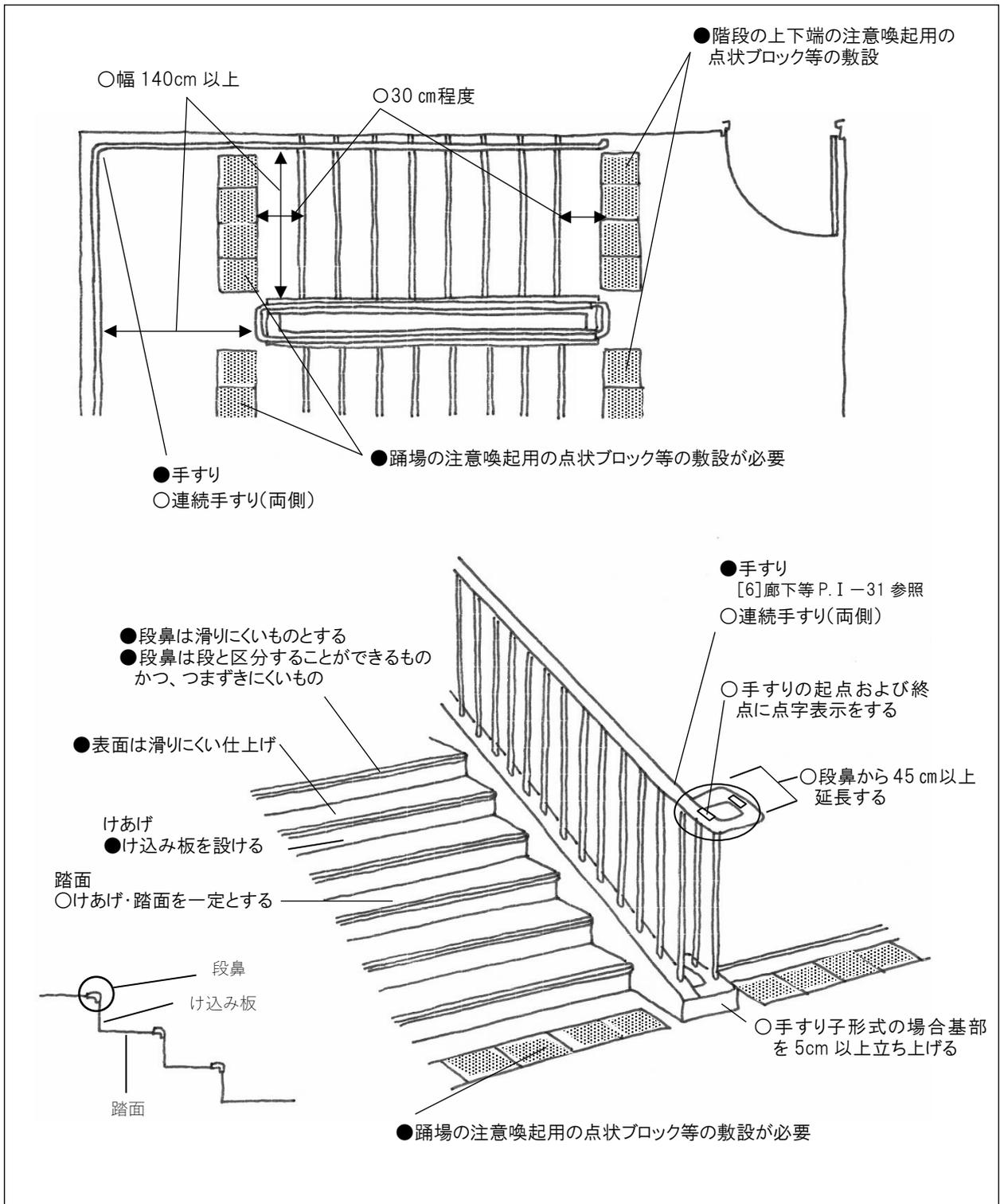


図 I.1.35 階段の構造

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

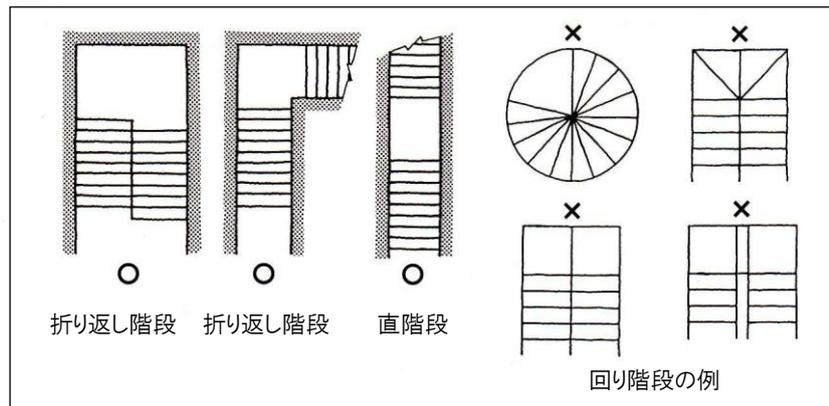


図 I.1.36 階段の形状

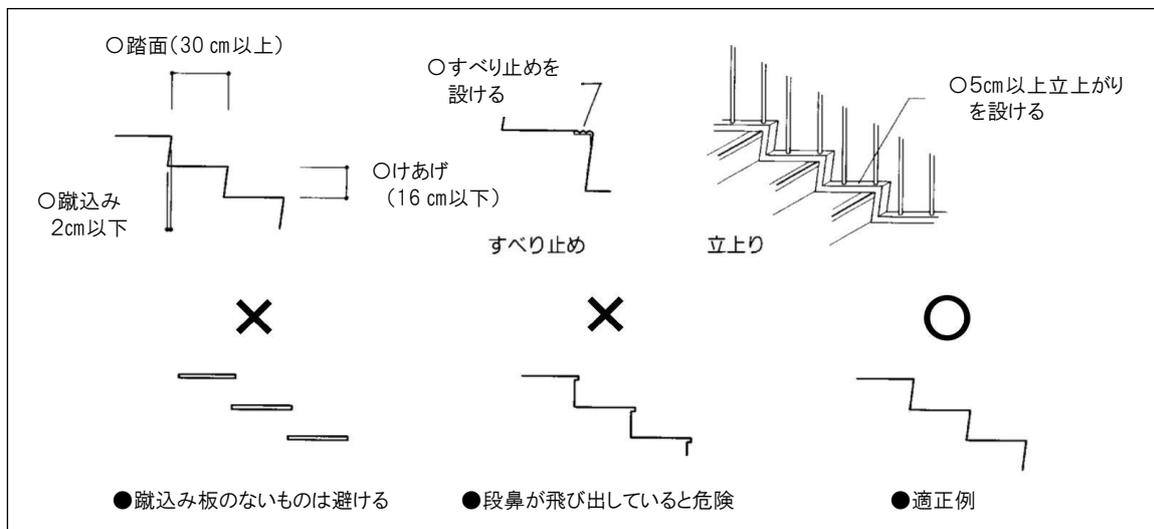


図 I.1.37 けあげ・踏面・蹴込み

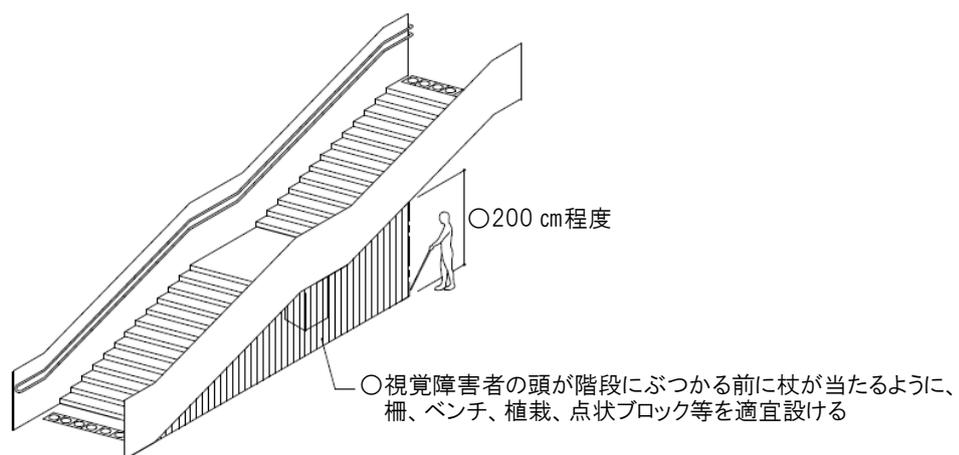
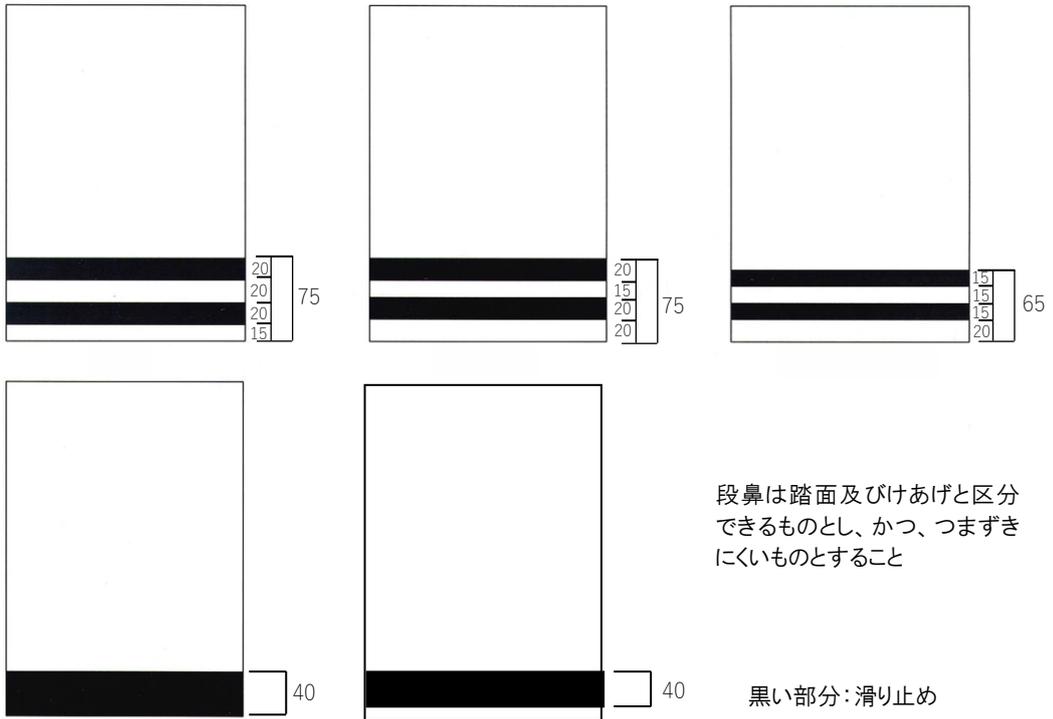


図 I.1.38 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例

- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

【識別しやすい段鼻の例】



【識別しにくい段鼻の例】

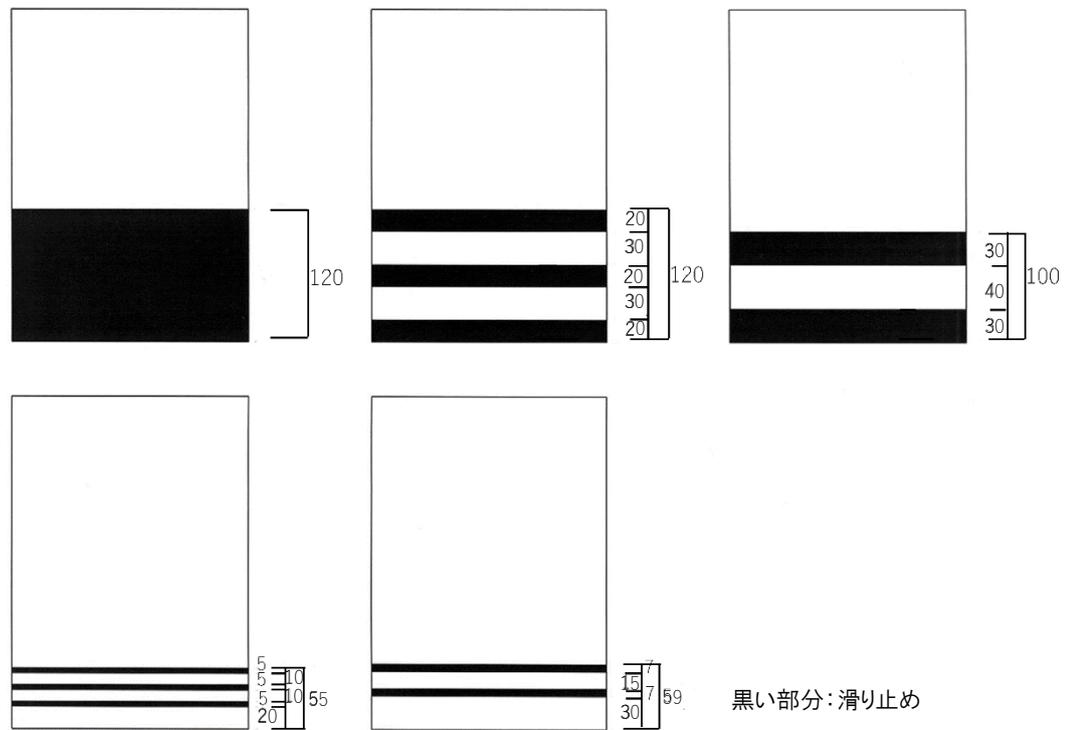


図 I.1.39 識別しやすい段鼻（上） 識別しにくい段鼻（下）

[8] エレベーター

基本的な考え方

車いす使用者やベビーカーを押している人をはじめとして、階段の利用が困難な人にとって、エレベーターは最も有効な垂直移動の手段です。エレベーターを特別な設備としてではなく、標準的な設備ととらえることが重要です。また、だれもが利用しやすいように主要な経路に面したわかりやすい位置に設置するとともに、高齢者、障害者等などが自ら操作して目的の階に到達できるよう、標示や案内などに細やかな配慮が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
利用円滑化経路	停止階	<p>●かごは、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地階に停止するものとする。 〈建 12 の (1) ア〉</p>	<p>→ 床面積の合計が 500 m²未満の建築物においては、任意設置の場合も含め、エレベーター等設置の規定は適用されない。</p>
	出入口有効幅	<p>●車いすが通過できる幅として 80 cm 以上とする。 〈建 12 の (1) イ〉</p>	
	かごの大きさ	<p>●かごの奥行きは 135 cm 以上とする。 〈建 12 の (1) ウ〉</p> <p>●用途面積が 2,000 m²を超える特定施設の 利用円滑化経路を構成するエレベーターに あっては、次に定める構造とする。 〈建 12 の (1) コ〉</p> <p>①かごの床面積は、1.83 m²以上とする。 ②かごは、車いすの転回に支障がないものとする。 〈特例基準〉</p> <p>共同住宅等においては、かごをトランク付きとした場合に限り、かごの床面積を 1.54 m² (JIS 9 人乗り) 以上とすることができる。</p>	<p>→ (図 I.1.40)</p> <p>JIS 規格に準拠した EV であれば、一般乗用 (P タイプ) は 11 人乗り以上、住宅用 (R タイプ) は 9 人乗り以上で奥行き 135cm が確保される (手すり及び車いす用の制御装置の幅は 10 cm を限度として、ないものとみなして算定する。)</p> <p>電動車いす等、大きな車いすでは、奥行きが 135 cm では利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。</p>
	鏡	<p>●かご内には、車いす使用者が転回しなくても戸の開閉状態などを確認できるように鏡を取り付ける。〈建 12 の (1) ク〉</p>	<p>→ (図 I.1.41)</p> <p>かご内で転回しなくても車いす使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属性平面鏡を設置する。</p> <p>平面鏡の大きさは幅 60cm×高さ 140cm 程度とし、設置高さは床上 40cm 程度とする。ただし、かご内で転回しなく</p>

必ず整備すべき基準			解説
			てもよい2方向出入口のエレベーターで、2の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するもの場合は、この限りではない。
	手すり	●かご内の側板に手すりを設ける。〈建12の(1)キ〉	(図I.1.41) 手すり取り付け高さは75cm~85cm程度とする。
	乗降ロビー	●高低差がないものとし、車いす使用者が転回できるスペースとして、幅および奥行きは150cm以上とする。 〈建12の(1)エ〉	乗降ロビーにて車いす使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入または退出できるものとする。
	制御装置	●かご内および乗降ロビーには車いす使用者が操作しやすい位置に制御装置を設ける。〈建12の(1)オ〉 ●かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設ける。〈建12の(1)カ〉	(図I.1.42) ボタンは100cm程度の高さとする。
利用円滑化経路	誘導表示(装置)	●乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。〈建12の(1)ケ〉 ●多数の者が利用するエレベーターおよび乗降ロビー(自動車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものを除く)は、次に定める構造とする。 〈建12の(1)サ〉 ①かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。 ②かご内および乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるものとする。 ③かご内または乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。	【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第1493号) ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記2つに類するもの 点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。
	特殊なエレベーター(段差解消機・階段昇降機等)	●段差解消機や階段昇降機等の特殊な構造または使用形態のエレベーターは、次に定める構造とする。〈建12の(2)ア〉 ①平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とする。 ②かごの床面積は、0.84㎡以上とする。 ③車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの床面積が十分に確保されたものとする。	

望ましい整備		解説
エレベーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積にかかわらず、多数の者の利用する階にだれもが到達できるように、できる限りエレベーターを設置する。 ○エレベーターは、主要な経路に面した、だれもがわかりやすい位置に設置する。 ○できる限り主要な出入口から近く、かつ階段にも近くなるよう配慮する。 ○視覚障害者を乗降ロビーの制御装置に誘導するための点状ブロック等を敷設する。 ○かごは、利用居室、車いす使用者便所、車いす使用者駐車施設、車いす使用者が利用できる浴室および客室がある階ならびに地上階に停止するものとする。 ○移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 ○独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを1以上整備する。 ○大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。 	<p>国際シンボルマークは乗降ロビーの車いす使用者対応制御装置の付近など、車いす使用者等の見やすい位置に表示する。 (図 I.1.42)</p>
エレベーターの標準規格	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-C506A) ・視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-515D) (共に、(社)日本エレベーター協会制定) による。 	<p>JIS T9201に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある。 (例：テニス用車いす幅87cm)</p>
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の者が利用するエレベーターのうち1以上は、車いすが通過しやすい幅として90cm以上とする。 ○スポーツ施設等では、競技用車いす等が進入できる幅を確保する。 ○かごおよび昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。 ○かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができ構造とすること。 	<p>事故等の際に内部を確認することができるように必要。防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、かごの外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。 この場合、管理事務所(管理事務所がない場合は、メインロビー等)にモニターテレビを設置する。 ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。</p>
かごの大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用状況に応じて、かごの幅は160cm以上とする。 ○多数のものの利用するエレベーターのうち1以上のものは、かごの床面積を1.83㎡(11人乗り)以上とし、車いすの展開に支障のない構造とする。 ○不特定多数の者が利用するエレベーターのうち1以上は、車いす使用者の利便性を考慮して、かごの床面積は2.09㎡(13人乗り)以上とする。 ○施設の用途や規模に応じて、緊急時におけるストレッチャー等の利用に配慮したエレベーター(奥行き2m以上)を設置する。 ○スポーツ施設等では、競技用車いす等の利用や運搬ができる広さを確保する。 	<p>かごの幅を160cm以上とすることで、車いすが2台同時に乗車することができる。(電動車いすやスポーツ用車いすなど、車いすによって必要な寸法は異なるので注意が必要。) 病院、福祉施設、公共施設等では一度に複数の車いす使用者が利用することもあるため、利用特性に配慮したかご形状とする。</p>

望ましい整備			解説
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内には車いす使用車が転回しなくても戸の開閉状態などを確認できるように、かごの入口正面の側板に鏡を取り付ける。 ○鏡は、ステンレス製や安全ガラス等の割れにくいものとする。 		
防火区画	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。 		
屋外に面するエレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。 		
乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ○高低差がないものとする。 ○幅および奥行きは 150 cm 以上とする。 ○不特定多数の者が利用するエレベーターのうち 1 以上は、車いす使用者の利便性を考慮して、乗降ロビーの幅および奥行きは 180 cm 以上とする。 ○乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。 ○建物床とかごの隙間には車いすの前輪等が落ちないように、可能な限り狭くする。 ○建物床とかごの床は自動着床修正装置等により段差を生じないようにする。 ○乗降ロビーには、その階の階数をわかりやすく表示する。 ○エレベーターホールの近くは、車いす使用者等が転落するおそれがあるので、階段または段を設けない。 ○エレベーター付近に階段又は段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。 ○乗降ロビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。 ○かごが比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。 	<p>.....></p> <p>隙間は 3 cm 以下とする。</p> <p>.....></p> <p>エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて制御装置等が見にくい場合がある。</p>	
車いす当り	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内の側板には床上 35 cm 程度まで、車いす当りを設ける。 		
床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内の床仕上げは、車いす使用者が転回や移動の際支障とならないもので、かつ滑りにくい材質とする。 		
非常時のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。 ○緊急時にかごの内部が見えるように、エレベーターの扉に床上 50 cm 程度まであるガラス窓を設置する。 	<p>.....></p> <p>事故等の際に、音声での意思疎通が難しい聴覚障害者が、通報がつながっているか確認できるようにするため。</p>	
制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用するエレベーターのうち 1 以上は、かごおよび乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 ○車いす使用者がかご内で転回しなくても操作できるよう、かごの左右に制御装置を設ける。 		(図 I.1.42)

望ましい整備			解説
	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者が利用しやすい高さとして、床面から 100 cm 程度とする。 ○かご内の制御装置は極端にかごの奥または手前にならないようにする。 ○操作ボタンはできる限り大きくするなど、押しやすく、誤操作しにくいものとする。 ○多数のものが利用するエレベーターのうち 1 以上は、かご内に、かごが停止する階およびかごの現在位置を表示する装置を設ける。 ○かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。 ○かご内に設けるもののうち 1 以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。 	----->	<p>タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。ボタンの形状は触覚でわかるようにする。</p>
制御装置 音声案内	<ul style="list-style-type: none"> ○ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保する。 ○制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。 ○一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。 ○ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。 ○階数ボタンは浮彫階数表示（さわってわかる表示）とする。 ○ボタン操作時に応答音による案内とする。 ○二方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。 		(図 I.1.42、図 I.1.44)
乗客への情報 提供・表示	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を設置する。 		
乗客への情報 提供・表示 足蹴り式ボタ ン	<ul style="list-style-type: none"> ○停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。 ○満員状態のかごに乗り込むとき、聴覚障害者が確認しやすい表示灯を設ける。 ○音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行う。 ○エレベーターの昇降ロビー及びかご内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。 ○操作ボタンを手や肘で操作できない車いす使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。 	----->	<p>案内の事例は、「係員に連絡中です。しばらくお待ちください。」「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」などがある。</p> <p>音声は視覚障害者、電光表示板やディスプレイ装置等は聴覚障害者が利用できる。</p>
ソフト対応	<ul style="list-style-type: none"> ○一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。 		

解説図一覧	
図 I.1.40 エレベーターの仕様	P.I -52
図 I.1.41 かごの仕様	P.I -52
図 I.1.42 制御装置（ボタン）の仕様	P.I -53
図 I.1.43 エレベーターが2台以上の場合の計画	P.I -54
図 I.1.44 出入口が複数あるエレベーター	P.I -54

関連する章	
I・4・[2] 案内標示	P.I -146

チェック項目（条例の基準）						
12 利用円滑化経路 のエレベーター 等	(1) 利用円滑化経路におけるエレベーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	エレベーターおよび乗降ロビーの構造	ア かごは、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止するもの		有	無	
		イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上			cm	
		ウ かごの奥行きは、135cm以上			cm	
		エ 乗降ロビーの構造	高低差の有無		有	無
			幅および奥行きは150cm以上	cm ×		cm
		オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		有	無	
		カ かご内にかごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置		有	無	
		キ かご内の側板に手すりの設置		有	無	
		ク かご内に扉の開閉状態を確認できる鏡の設置		有	無	
		ケ 乗降ロビーにかごの昇降方向を確認できる装置の設置		有	無	
		コ 用途面積が2,000㎡を超える施設におけるエレベーターの構造	(ア) かごの床面積は、1.83㎡以上			㎡
			(イ) かごは、車いすの転回に支障がないもの		有	無
		サ 多数の者の利用するエレベーターおよび乗降ロビー（視覚障害者の単独利用が想定されない施設に設けるものをく。）の構造	(ア) かご内に到着階ならびにかごおよび昇降路の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		有	無
	(イ) かご内および乗降ロビーの制御装置は、点字の表示等により視覚障害者が操作できるもの			有	無	
	(ウ) かご内または乗降ロビーに昇降方向を音声で知らせる装置の設置			有	無	
	(2) 利用円滑化経路における特殊な構造または使用形態のエレベーター等の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	特殊な構造等のエレベーター	ア エレベーターの構造	(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造	有	無	
			(イ) かごの床面積は、0.84㎡以上		㎡	
			(ウ) かご内で方向を変更する必要がある場合は、十分な床面積の確保	有	無	

- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

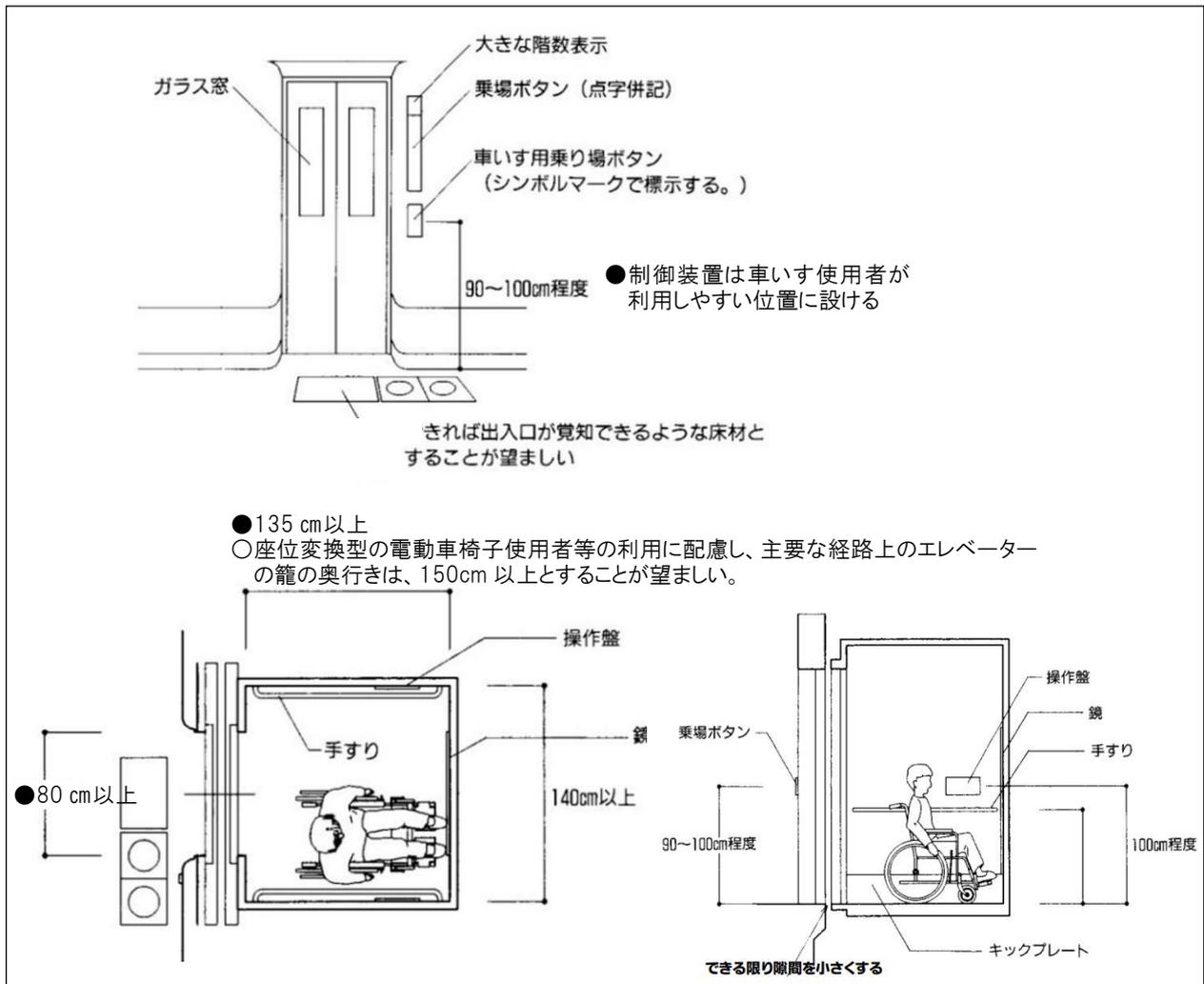


図 I.1.40 エレベーターの仕様

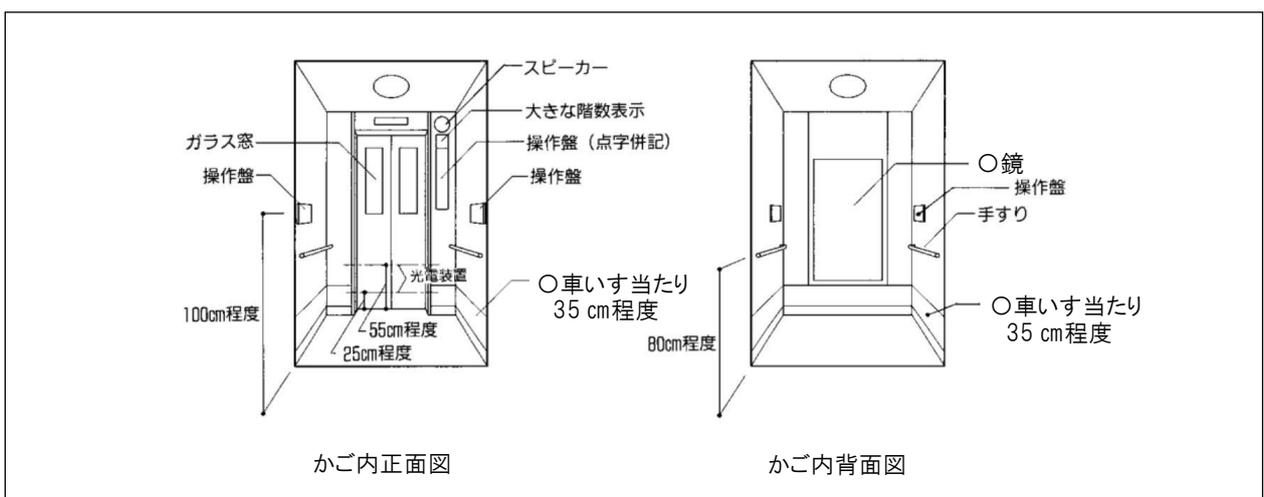


図 I.1.41 かごの仕様

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

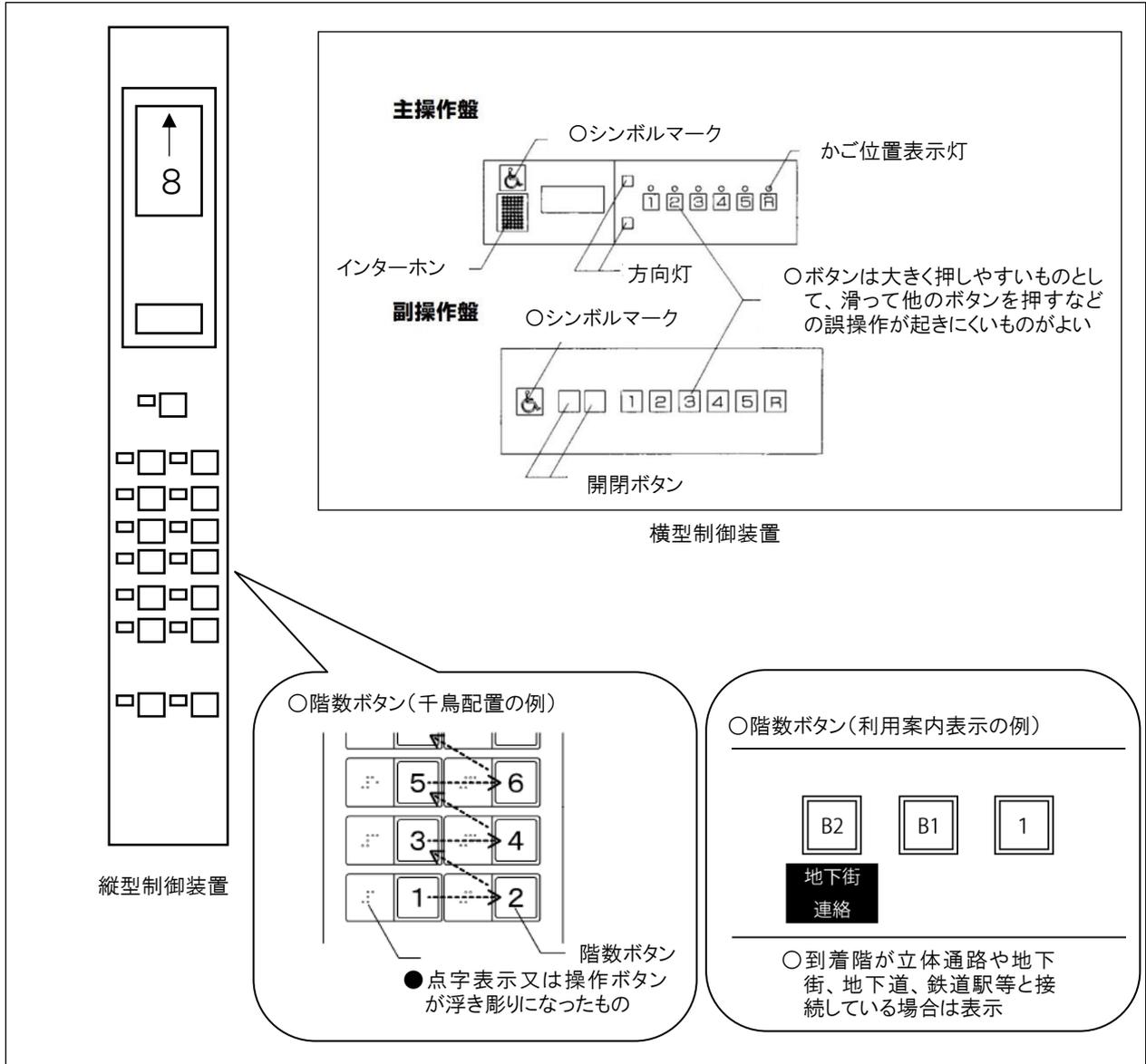


図 I.1.42 制御装置（ボタン）の仕様

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

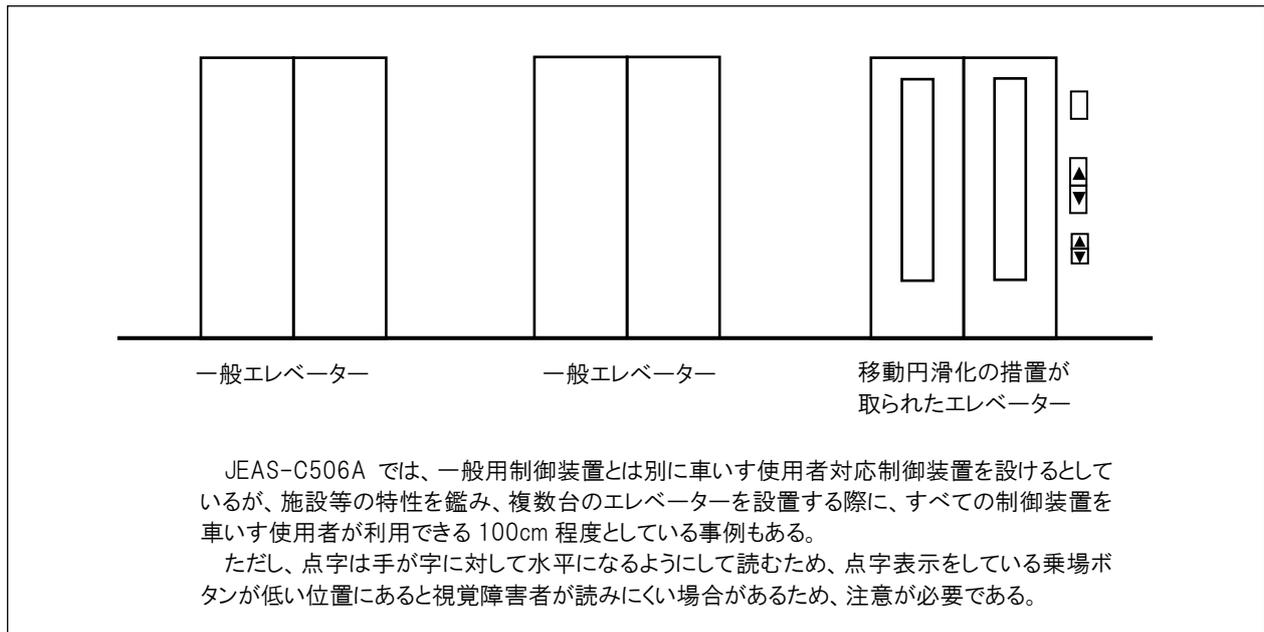


図 I.1.43 エレベーターが 2 台以上の場合の計画

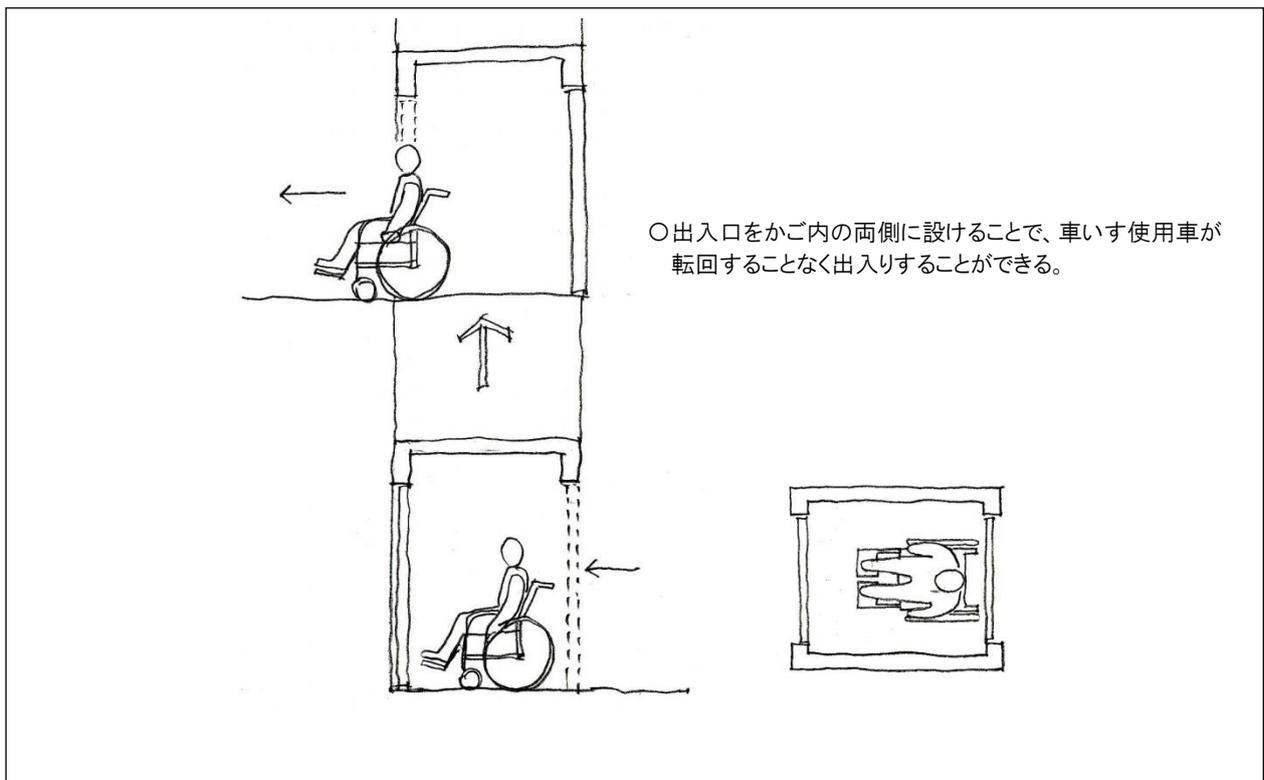


図 I.1.44 出入口が複数あるエレベーター

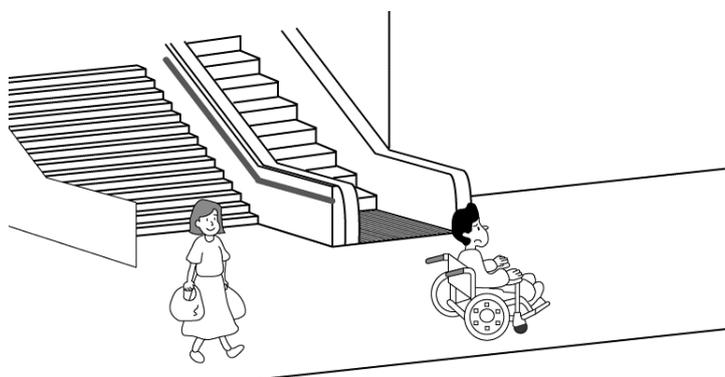
参考 ～動線計画の例～

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。

また、多くの人が利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。

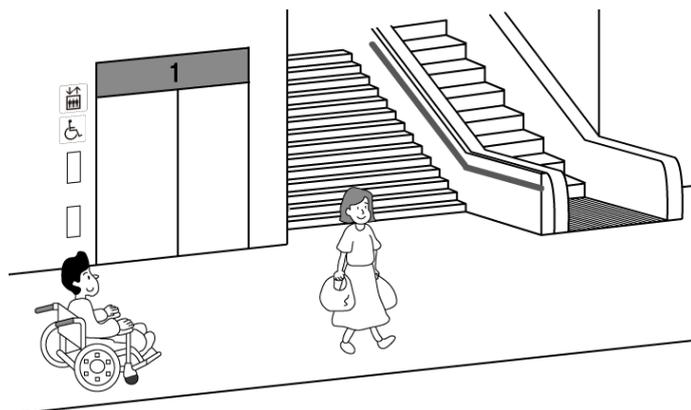
このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じる場合があります。



◆利用しやすくなる工夫

<動線計画>

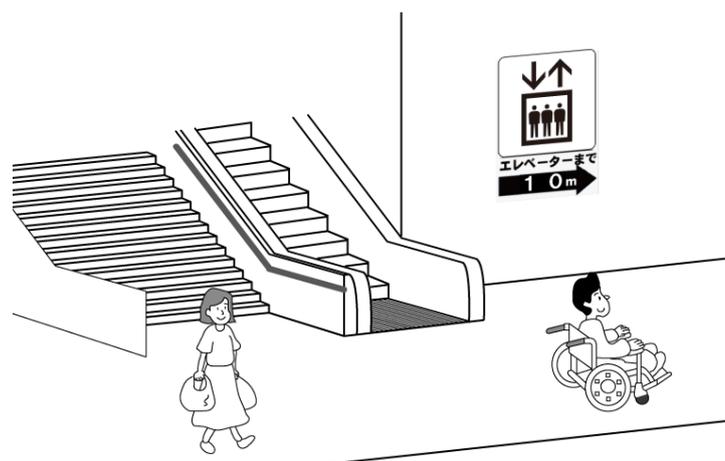
- ・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。



<誘導案内>

- ・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合等においては、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせて誘導する必要があります。

(I・4・[2] 案内標示 PI-146 参照。)



[9] エスカレーター

基本的な考え方

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や妊産婦にとっては垂直移動の手段として便利な設備です。しかし、転倒時などには大きな事故となる危険性があります。

このため、だれもが利用しやすいように、主要な経路に面したわかりやすい位置に設置するとともに、上り用と下り用をそれぞれに設置することも重要です。また、だれもが安全に利用できるような配慮が望まれます。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説
利用円滑化経路 車いす使用者対応	<p>●利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエスカレーターは、次に定める構造とする。〈建 12 の (2) イ〉</p> <p>①平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 号ただし書に規定する構造とする。</p> <p>②車いす使用者が円滑に昇降するために必要な幅が確保されているものとする。</p>	

望ましい整備		解説
動線計画	○エスカレーターは、主要な経路に面した、だれもがわかりやすい位置に設置する。	(図 I.1.45、図 I.1.46、図 I.1.47)
仕上げ	○階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	幅 100cm は 1 つの踏み段に 2 人が乗ることのできる踏み段幅のエスカレーター
有効幅	○乳幼児連れや荷物を持った人等が利用しやすいように、80 cm または 100 cm 程度とする。	
速度	○障害者・高齢者等の動作を考慮して、走行速度は 30m/分以下とする。	
乗降口まわり	○逆進入防止センサーを設ける。	
移動手すり	<p>○移動手すりは、乗降口のステップの昇降開始部分から水平部分で 120cm 以上の長さとする。</p> <p>○乗り口・降り口とも危険防止のため、移動手すりを 70 cm 程度延長する。</p> <p>○移動手すりとは固定手すりの間に、身体が挟まらないような配慮が必要である。</p>	固定手すりを設ける場合、エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。
固定手すり	<p>○危険防止のため、移動手すりに連続して長さ 100 cm 以上の固定手すりを設ける。</p> <p>○固定手すりには点字または記号による案内標示（現在位置・階数・上りなのか下りなのか等）を取り付ける。</p>	
非常停止ボタン	○乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。	

望ましい整備			解説
くし板	<p>○串板にはステップ（踏み段）の部分とはっきり区別がつくよう、くし板の端部には色表示により縁取りを行う。</p> <p>○くし板の表面は滑りにくい仕上げとする。</p>		
ステップ	<p>○高齢者、障害者等に配慮し、乗降口のステップの水平部分は3枚程度とし、定常段差となるまで5枚程度とする。（図 I.1.46）</p> <p>○乗降口の足元は適宜証明を行い、乗り口、降り口を分かりやすくする。</p> <p>○踏段の端部に色表示による縁取りを行うなど、段差相互に識別しやすくする。</p>		
誘導表示（点状ブロック等）	<p>○エスカレーターの乗降口部分に敷設する注意喚起用の点状ブロック等は、乗降口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。</p> <p>○エスカレーターには、上端および下端の近接する部分への侵入可否の表示や音声案内等の案内設備を設ける。</p> <p>○エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には行き先や進行方向を示す音声案内を設置する。 	<p>.....➔</p>	<p>建築物内に設けるエスカレーターの上下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロックの敷設が規定されている。</p>
カメラ	<p>○エスカレーターの利用状況が確認できるテレビカメラを設置する。</p>		
照明	<p>○乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくする。</p>		
放送設備	<p>○当該エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>○視覚障害者にとって、乗降口の位置が分かるような、放送設備の位置や放送案内とする。</p> <p>○放送設備は、周囲の環境を考慮し、十分聞き取りやすい音量、音質とし、音源を乗降口に近く、利用者の動線に向かって配置する。</p>	<p>.....➔</p>	<p>放送内容の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○行き、上り（下り）エスカレーターです。 ・ご利用の方は手すりを持って、足元の黄色い線を踏まないように順序よくお乗りください。 ・乗り降りの際は足元にご注意ください。
案内表示	<p>○エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する標識を設ける。</p> <p>○はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示板を設ける。</p>	<p>.....➔</p>	<p>JIS Z 8210 案内用図記号に適合するものとする。</p>
車いす使用者対応	<p>○車いす使用者の円滑な垂直移動の手段はエレベーターによることを原則とするが、エレベーターの設置が困難な場合については、車いす使用者対応のエスカレーターを設置する。</p> <p>○車いす使用者対応エスカレーターは、踏段の操作により車いす使用者が安全に移動できるものとし、介助係員の呼出インターホンを設置する。（車いす使用者単独では利用できない。）</p>		<p>（図 I.1.48）</p>

解説図一覧	
図 I.1.45 エスカレーターの設定例（平面図）	P. I -59
図 I.1.46 エスカレーターの設定例（立面図）	P. I -59
図 I.1.47 エスカレーターの幅員（平面図）	P. I -60
図 I.1.48 車いす使用者に配慮したエスカレーターの例	P. I -60
図 I.1.49 踏み板の色表示の例	P. I -60

チェック項目（条例の基準）				
特殊な構造等のエレベーター等の構造	イ エスカレーターの構造	(ア) 平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造	有	無
		(イ) 車いす使用者が円滑に昇降できる幅の確保	有	無

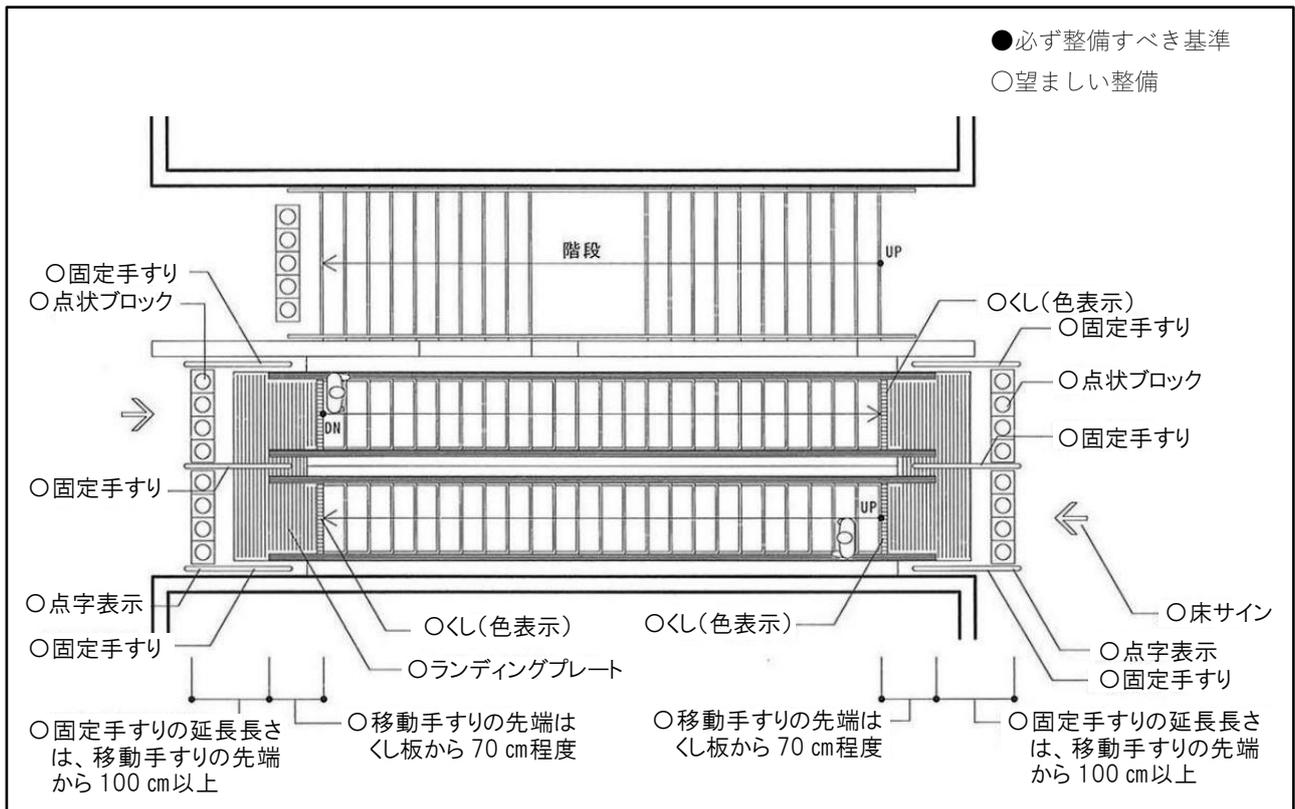


図 I.1.45 エスカレーターの設定例 (平面図)

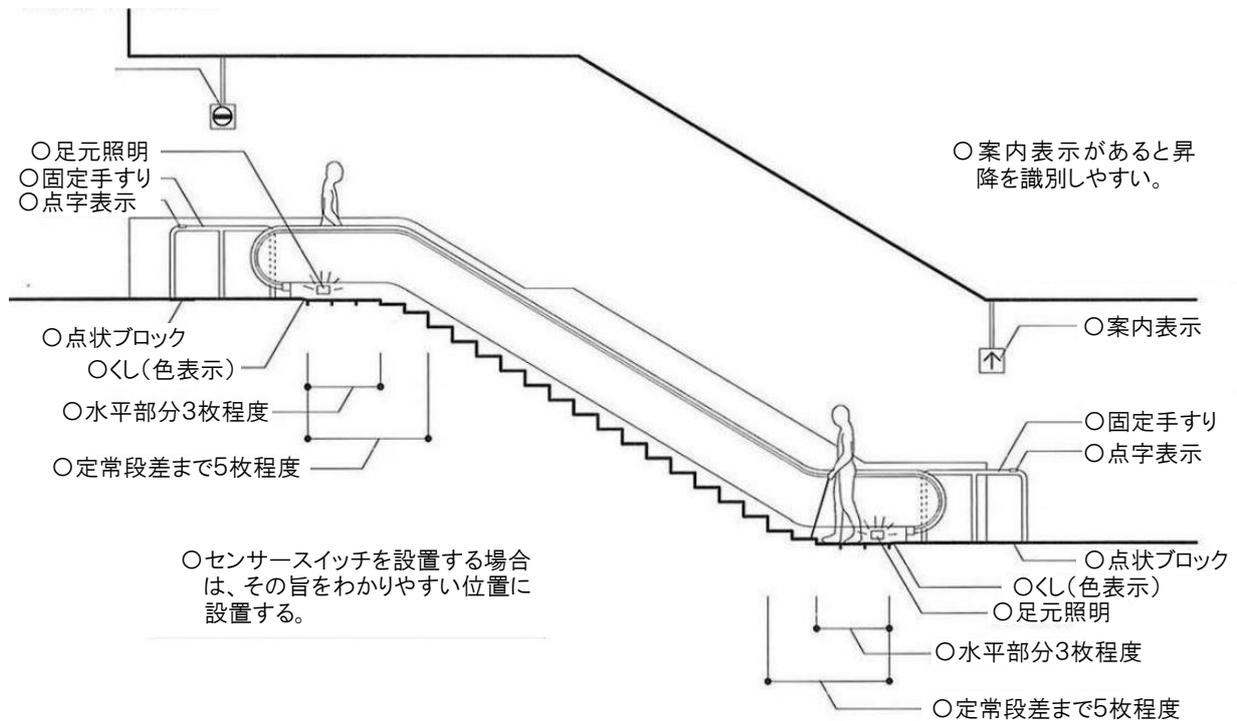


図 I.1.46 エスカレーターの設定例 (立面図)

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

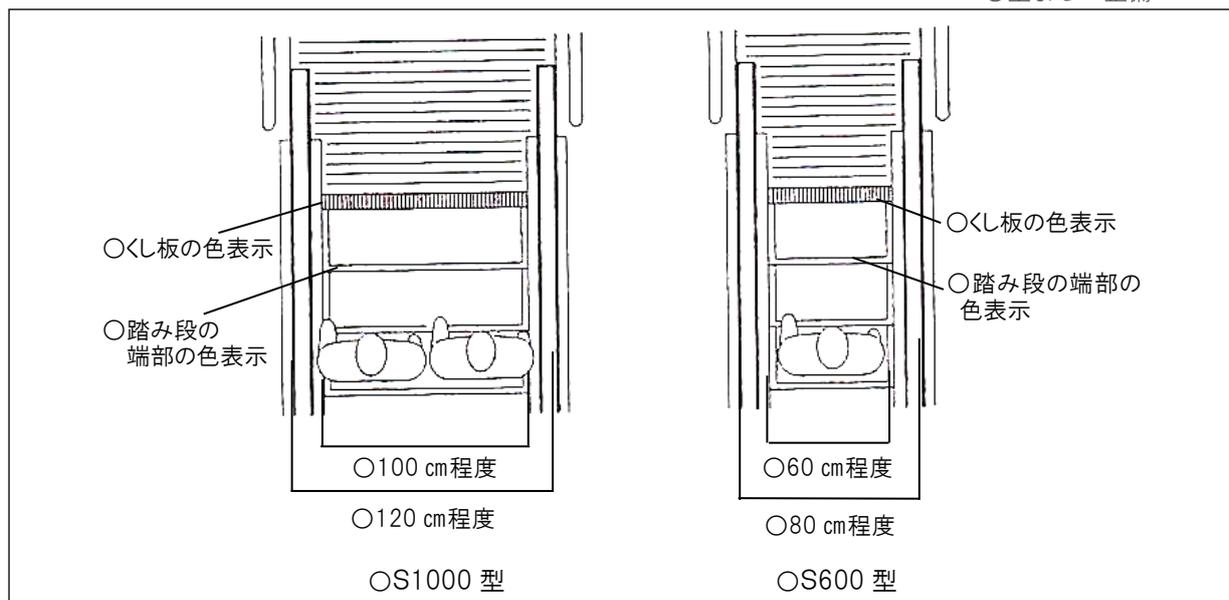


図 I.1.47 エスカレーターの幅員（平面図）

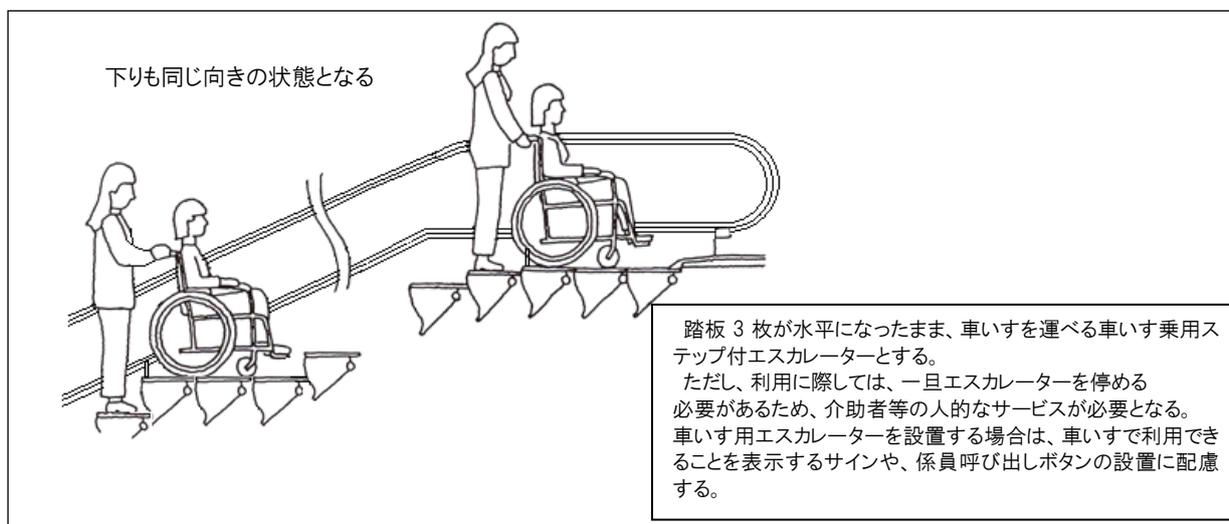


図 I.1.48 車いす使用者に配慮したエスカレーターの例

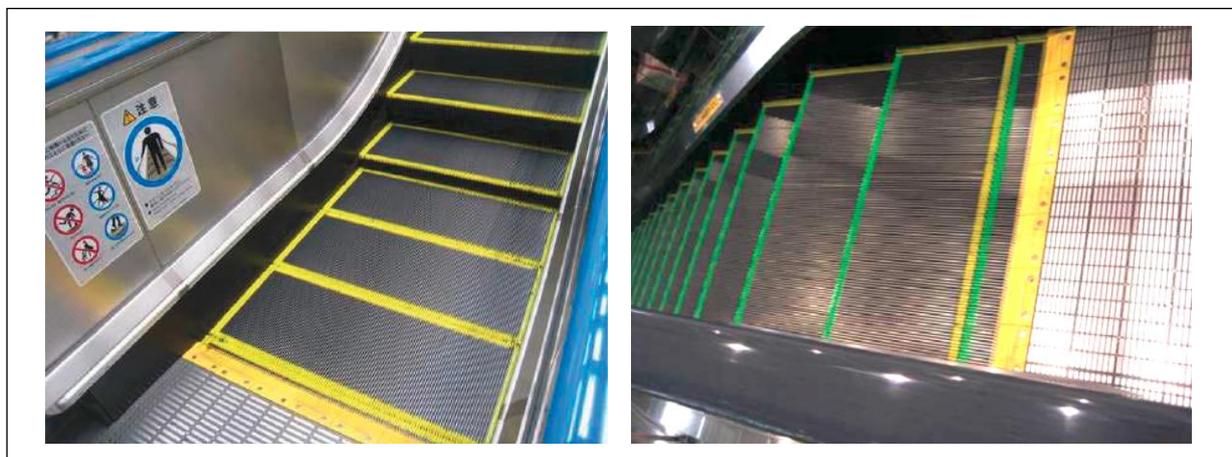
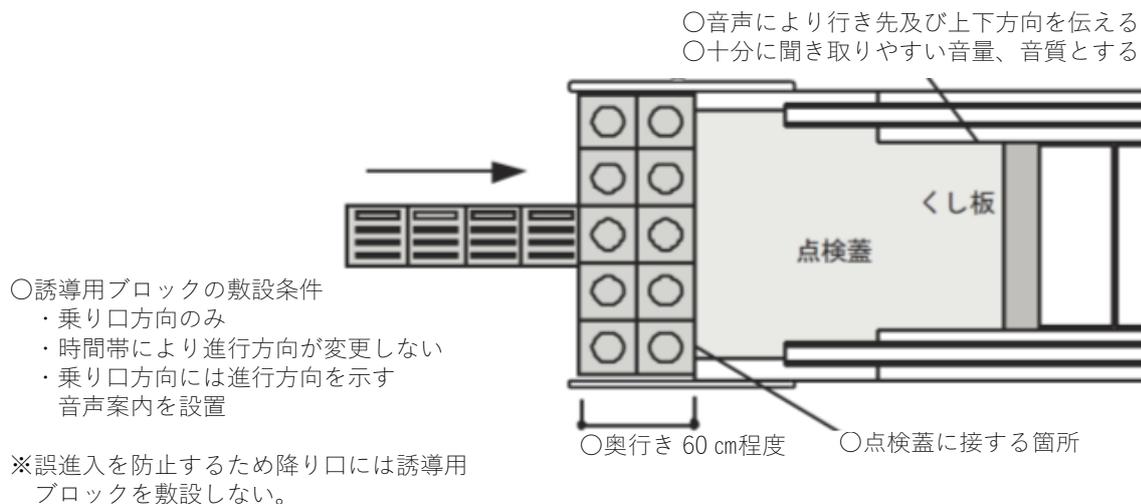


図 I.1.49 踏み板の色表示の例

エスカレーターへの視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



エスカレーターの視覚障害者に対する注意喚起等の例



参考 ～視覚障害者におけるエスカレーター利用のニーズは高い～

平成 25 年度に視覚障害者のエスカレーター誘導に関する調査研究（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）で実施したアンケート調査結果

- ・慣れている駅では、視覚障害者の 70%以上が単独でエスカレーターを利用
- ・慣れていない駅では、視覚障害者の 60%以上が単独でエスカレーターを利用

平成 28 年度に国土交通省が実施した基準検討会時の視覚障害者へのアンケート調査結果

- ・普段利用に慣れている施設では約 80%がエスカレーターを利用している。
- ・普段利用に慣れていない施設では約 70%以上がエスカレーターを利用している。
- ・歩き慣れている施設では 60%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。
- ・歩き慣れていない施設では 70%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。

資料：バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）平成 31 年 4 月 p 106